

令和4年度

災害ボランティア活動の促進に関して講じた
施策の実施状況及び成果に関する報告書

令和5年6月

茨城県

この「災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する報告書」は、茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例（令和2年茨城県条例第59号）第13条第1項の規定に基づく報告書です。

報告書の作成に当たっては、同条例第7条から第12条まで及び第14条の規定に沿って、令和4年度の施策や取組を整理しています。

茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例（抄）
（年次報告）

第13条 知事は、毎年度、災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

目 次

令和4年度 災害ボランティア活動促進施策一覧	・ ・ ・ ・ ・	1
1 事業者の協力	・ ・ ・ ・ ・	3
2 相互の連携強化	・ ・ ・ ・ ・	4
3 人材の育成及び確保	・ ・ ・ ・ ・	5
4 被災者の支援の迅速かつ適切な実施	・ ・ ・ ・ ・	11
5 県外における災害ボランティア活動に対する支援	・ ・ ・ ・ ・	17
6 普及啓発	・ ・ ・ ・ ・	18
7 推進体制の整備等	・ ・ ・ ・ ・	20
(参考)		
茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例	・ ・ ・ ・ ・	22

令和4年度 災害ボランティア活動促進施策一覧

条 項	事業名等	関連する取組内容	担当部局	担当課
1 事業者の協力 【第7条】	ボランティア休暇制度導入に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページ及び特設サイト「災ボラ STANDBY (スタンバイ)」における啓発 ・ボランティア休暇制度の啓発用チラシの作成 ・県内事業者への啓発メールの配信 	福祉部	福祉政策課
2 相互の連携強化 【第8条】	災害ボランティアセンター設置・運営に関する役割分担等の明確化の推進	・市町村と市町村社会福祉協議会における災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定締結等の推進	福祉部	福祉政策課
3 人材の育成及び確保 【第9条】	災害ボランティアセンターの設置・運営に係る人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施 ・災害初動期対応チームの育成 	福祉部	福祉政策課
	「いばらき防災大学」における講義	・「災害ボランティア活動」に関する講義の実施	防災・危機管理部	防災・危機管理課
	小中学校等での災害ボランティア活動に関する学習	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア精神の涵養に資する学習の充実 ・災害ボランティア活動に関する学習の実施 	教育庁学校教育部	義務教育課
	「学校安全総合支援事業」における災害ボランティアに関する体験の機会の提供	・モデル地域拠点校における避難所開設・運営訓練の体験	教育庁学校教育部	保健体育課
	「災害ボランティア活動」出前講座の実施	・小中学校における出前講座の実施	福祉部	福祉政策課
4 被災者の支援の迅速かつ適切な実施 【第10条】	茨城県防災ボランティアネットワークの活性化	・世話人会等における活動の活性化に関する検討の実施	福祉部	福祉政策課
	茨城県災害ボランティア登録制度の整備	・茨城県災害ボランティア団体登録の導入及び令和4年度の登録実施	福祉部	福祉政策課
	インターネットを利用した災害ボランティア関連情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページにおける情報発信 ・特設サイト「災ボラ STANDBY (スタンバイ)」における情報発信 	福祉部	福祉政策課

条項	事業名称	関連する取組内容	担当部局	担当課
4 被災者の支援の迅速かつ適切な実施 【第10条】	災害ボランティアセンターの設置・運営に係る人材の育成【再掲】	・災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施 ・災害初動期対応チームの育成	福祉部	福祉政策課
	災害ボランティア活動の環境整備に資する事業への助成	・災害ボランティア活動支援事業費補助金の交付	福祉部	福祉政策課
	災害ボランティアセンターの運営を効率化するシステムの運用	・「いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（IVOS）」の運用	福祉部	福祉政策課
5 県外における災害ボランティア活動に対する支援 【第11条】	県外被災地に係る災害ボランティア募集情報等の発信	・県ホームページ等での県外被災地に係る災害ボランティア募集情報等の発信	福祉部	福祉政策課
6 普及啓発 【第12条】	インターネットを利用した災害ボランティア関連情報の提供【再掲】	・県ホームページにおける情報発信 ・特設サイト「災ボラ STANDBY（スタンバイ）」における情報発信	福祉部	福祉政策課
	「いばらき学ぼうさい」における啓発	・「災害ボランティア」啓発ブースの設置	防災・危機管理部 福祉部	防災・危機管理課 福祉政策課
	災害ボランティア活動の啓発イベントへの参加	・「ふれ愛広場イベント」への参加	福祉部	福祉政策課
7 推進体制の整備等 【第14条】	組織体制の整備	・専任職員の配置	福祉部	福祉政策課
	茨城県災害ボランティア活動支援基金の設置	・茨城県災害ボランティア活動支援基金の設置及び寄附の募集	福祉部	福祉政策課

1 事業者の協力（第7条関係）

・災害ボランティア活動を行いやすい職場環境の整備が進むよう、普及啓発を行う。

事業名等	ボランティア休暇制度導入に関する啓発
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	—

<事業概要>

災害発生時において、県内事業者の従業員が災害ボランティア活動に参加しやすい職場環境の整備を促進するため、県内事業者におけるボランティア休暇制度導入に関する広報・啓発を行う。

<実施状況>

- (1) 県ホームページ及び特設サイト「災ボラ STANDBY（スタンバイ）」における啓発
県ホームページ及び特設サイト「災ボラ STANDBY」において、引き続き「ボランティア休暇制度の導入」に係る広報・啓発を行った。
- (2) ボランティア休暇制度の啓発用チラシ（電子チラシ）の活用
事業者向けに作成したボランティア休暇制度導入の啓発用チラシを県ホームページなどで公開・周知した。
- (3) 県内事業者への啓発メールの配信
県産業戦略部メールマガジンに登録する事業者等（約 850 者）に対し、ボランティア休暇導入の啓発に関する電子メールを配信した。

<成 果>

ホームページ等による啓発により、県内事業者に対して、「従業員が災害ボランティア活動を行いやすい職場環境」という視点からのボランティア休暇制度導入の必要性等について、理解促進を図ることができた。

2 相互の連携強化（第8条関係）

- ・災害ボランティア活動の促進に関する施策の策定や実施に当たっては、市町村、社会福祉協議会、災害ボランティア相互の連携、協力の下に行う。
- ・災害ボランティアセンターの円滑な設置及び運営のため、市町村、市町村社会福祉協議会等の役割や費用分担等に関しての平時からの明確化を推進する。

事業名等	災害ボランティアセンター設置・運営に関する役割分担等の明確化の推進
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	—

<事業概要>

災害発生時、被災地において、災害ボランティアの活動を被災者につなぐ役割を担う災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるよう、市町村と同センターの設置・運営を担う市町村社会福祉協議会における、同センターの設置・運営に係る役割や費用分担等に関する協定締結等を推進する。

<実施状況>

市町村に対し、条例第8条の趣旨（相互の連携強化）について周知を図るとともに、市町村が市町村社会福祉協議会と締結する協定内容に関して、市町村からの相談に随時、助言や先行事例の紹介などを行った。

<成果>

令和4年度末までに、18の市町村において、市町村社会福祉協議会との災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定が締結された。

◎市町村における「災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定」締結状況

協定締結の時期	協定締結市町村
条例施行前 (～令和2年12月)	水戸市、下妻市、高萩市、笠間市、潮来市、阿見町 (計6市町)
条例施行後 (～令和5年3月)	常総市、取手市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、 かすみがうら市、桜川市、小美玉市、大洗町、美浦村、河 内町、利根町 (計12市町村)
	※協定締結済の市町村：合計18市町村

3 人材の育成及び確保（第9条関係）

・被災者支援に関する専門的知識を有する人材の育成、学校における災害ボランティア活動に関する体験の機会の提供、自主防災組織等における災害ボランティア活動に関する気運醸成など、災害ボランティア活動を行う人材の育成・確保を推進する。

事業名等	災害ボランティアセンターの設置・運営に係る人材の育成
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	3, 277千円（国補：国1/2、県1/2） ※県ボランティアセンター活動事業費助成費

<事業概要>

災害時、被災地において災害ボランティアセンターの設置・運営を円滑に行えるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営の主体となる市町村社会福祉協議会の職員や、運営を手伝う地域の支援団体などを対象に、同センターの設置・運営の流れについてのシミュレーション訓練等を実施する。

また、災害ボランティアセンターの設置・運営の経験のある県内社会福祉協議会職員により構成され、災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣、同センターの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チーム」を育成する。

<実施状況>

(1) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

	開催（予定）日	開催地市町村名	実施状況
1	7月10日	龍ヶ崎市	参加者：44人
2	7月24日	常陸太田市	参加者：41人
3	1月21日	小美玉市	参加者：61人
4	2月11日	北茨城市	参加者：35人
5	3月11日	利根町	参加者：35人

(2) 災害初動期対応チームの育成

研修区分	開催日	主な研修内容
メンバー養成研修 (2日間)	6月20日	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス禍における災害 VC (ボランティアセンター) 運営の心構え・災害 VC における情報発信、管理の重要性・社協が災害支援に取り組む意義と求められる役割 など
	7月22日	<ul style="list-style-type: none">・社協、行政、NPO等との連携・協働・オール茨城の支援体制構築の必要性・講師陣による意見交換 など
ステップアップ研修 (全体研修)	3月13日	<ul style="list-style-type: none">・コロナ禍における支援活動事例・社協における災害への備えと被災者支援・平時の地域づくり等の重要性 など

<成 果>

災害ボランティアセンター設置・運営訓練について、令和4年度は県内5か所で実施し、同訓練の実施により、各社会福祉協議会の職員の災害ボランティアセンターの設置・運営に関する基礎の習得が図られたとともに、参加した市町、県及び市町社会福祉協議会、地元のボランティア団体等の連携体制が強化された。

また、災害初動期対応チームの育成のため、メンバー養成研修及びステップアップ研修を開催した。

メンバー養成研修においては、全課程を修了した29人を災害初動期対応チームのメンバーとして新たに登録し、同チームの派遣体制が増強された(令和4年度末時点の登録者数:117人)。

ステップアップ研修においては、コロナ禍における支援活動事例、社協における災害への備えと被災者支援、平時の地域づくり等の重要性などを学ぶことで、災害ボランティアセンターの設置・運営時におけるメンバーの認識の深化を図ることができた。

事業名等	「いばらき防災大学」における講義
担当課名	防災・危機管理部 防災・危機管理課
最終予算額	2, 482千円（県単）

<事業概要>

地域防災リーダーの養成を目的とし、防災士の資格取得も可能な「いばらき防災大学」において、「災害とボランティア活動」をテーマとした講義を実施する。

※いばらき防災大学

自主防災組織等のリーダーとして活動できる人材を養成することにより、県民の自助・共助の精神に基づく災害に強い地域づくりや、自主防災組織等の新規結成及び長期的に安定した組織活動を支援するため、「防災」について総合的に学ぶ機会を提供するもの

<実施状況>

◎令和4年度「いばらき防災大学」開催状況

	開催	開講期間	受講者数
1	水戸会場	全3日間（9月23日、10月8日、10月15日）	141人(修了135人)
2	古河会場	全3日間（1月22日、2月5日、2月12日）	85人(修了81人)

受講対象者	講義の主な内容
<p>原則として県内に居住し、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>なお、定員を超える応募があった場合は、以下の優先順位により受講を認める。</p> <p>① 地域での防災活動に従事する意思がある者</p> <p>② 自主防災組織等に属し、地域で防災活動に従事する者</p> <p>③ 市町村、企業等で防災関連の業務に従事する者</p>	<p>茨城県の防災・危機管理行政の概要、耐震診断と補強、家具等の転倒・落下防止対策、自然災害と損害保険、気象庁ワークショップ、被害想定とハザードマップ、気象情報の利活用、<u>災害とボランティア活動</u>、風水害と土砂災害の仕組み及び対策、地震と津波の仕組みと被害及び対策、身近でできる防災対策、自主防災組織と地区防災計画、放射線の基礎知識について、防災士の役割 など</p>

<成果>

災害ボランティアについて講義をすることで、被災者支援に関する知識や心構えを有する人材の育成を図ることができた。

事業名等	小中学校等での災害ボランティア活動に関する学習
担当課名	教育庁学校教育部 義務教育課
最終予算額	—

<事業概要>

小中学校等において、災害から身を守り、ボランティア精神の涵養に資するため、防災に関する学習や、ボランティア活動等を通して、進んで奉仕しようとする態度を育てる学習を行うほか、災害ボランティア活動に関する体験の機会の提供、自主防災組織等との交流を行う。

<実施状況>

◎令和4年度における各種学習の実施状況

区分	条例趣旨の周知		災害等から身を守るための安全確保に向けた学習	ボランティア精神の涵養に資する学習		災害ボランティア活動に関する学習		
	周知済	周知予定		異年齢交流活動・社会参画	ボランティア活動	直接的な体験	自主防災組織等との交流	
小学校	R3	98.3%	1.7%	96.6%	87.9%	92.6%	13.4%	19.1%
	R4	100.0%	0.0%	98.9%	92.1%	92.6%	19.9%	22.5%
中学校	R3	97.7%	2.3%	94.5%	63.8%	88.1%	13.3%	10.6%
	R4	100.0%	0.0%	95.8%	79.2%	92.1%	20.4%	16.7%
合計	R3	98.1%	1.9%	95.9%	80.3%	91.1%	13.4%	16.4%
	R4	100.0%	0.0%	97.9%	88.0%	92.4%	20.0%	20.6%

※災害ボランティア活動に関する直接的な体験

避難所設営体験、防災キャンプ、土のう積み体験、被災地への募金及び物資の支援など

※自主防災組織等との交流

自治会や近隣住民と連携した防災訓練、消防団の指揮による防災体験など

<成果>

各種の学習を通して、児童生徒にボランティア精神の涵養及び防災意識の向上や共助意識の醸成が図られるとともに、災害ボランティア活動に関する理解を促進することができた。

事業名等	「学校安全総合支援事業」における災害ボランティアに関する体験の機会の提供
担当課名	教育庁学校教育部 保健体育課
最終予算額	2, 246千円（国補：10/10）

<事業概要>

モデル地域を設定し、地域の特性に応じて災害安全に関する組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、学校安全に関する学校間の連携促進を支援する「学校安全総合支援事業」において、拠点校の生徒に対し、避難所の開設・運営等の体験機会を提供する。

<実施状況>

モデル地域拠点校	① 県立竹園高等学校 ② 大洗町立第一中学校、南中学校
実施内容	・市と連携した防災訓練 ・地域住民宅の訪問 ・自然防災教室

<成果>

段ボールベッドの作成や地域住民宅の訪問、避難所設営の体験などを通して、共助の意識やボランティア精神の醸成を図ることができた。

事業名等	「災害ボランティア活動」出前講座の実施
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	—

<事業概要>

県民の災害ボランティア活動への理解と関心を深めるため、学校や企業などにおいて「災害ボランティア活動」をテーマとした出前講座を実施する。

<実施状況>

◎「災害ボランティア活動」出前講座

	出前講座実施校	実施日	備考
1	県西生涯学習センター	9月3日	対面
2	鹿嶋市立波野小学校	9月30日	オンライン
3	笠間市笠間地区民生委員児童委員協議会	11月9日	対面
4	下妻市立大形小学校	11月16日	対面
5	河内町立かわち学園	1月26日	対面
6	茨城町立長岡小学校	2月8日	対面

<成果>

災害ボランティアの現状や活動内容に対する理解促進及び共助意識の醸成を図ることができた。

4 被災者の支援の迅速かつ適切な実施（第 10 条関係）

・災害ボランティア活動による被災者支援が迅速かつ適切に行われるよう、災害ボランティア活動の円滑な実施に有用な活動を行う団体の育成、災害ボランティア活動に資する情報収集及び提供、災害ボランティア活動による被災者支援に係る研修及び訓練の実施、災害ボランティアが活動を行いやすい環境整備への支援などを行う。

事業名等	茨城県防災ボランティアネットワークの活性化
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	—

<事業概要>

災害時に被災者支援活動等を行う県内の 23 団体で構成される「茨城県防災ボランティアネットワーク」が、災害時に県内外から集まり活動する多様な支援団体等の連絡調整・活動調整などを担える組織になることを目指し、同ネットワークの活動の活性化を促進する。

<実施状況>

・同ネットワークにおいて活動の活性化方針を決定し、具体的な方策等について協議・検討を行った。

◎世話人会等における活動活性化に関する検討状況

時 期	会議名	内 容
6 月 3 日	世話人会	同ネットワーク活性化に向けた活動（案）を決定 ・研修会の実施 ・オンライン技術の活用 ・組織の見直し
7 月 12 日	総会	同ネットワーク活性化に向けた活動の実施を決定
10 月 26 日	世話人会	活性化に向けた活動の具体的方策について協議・検討
2 月 15 日	世話人会	活性化に向けた活動の具体的方策について協議・検討

・定期的に意見交換等を行うこととして、毎月 15 日にオンライン意見交換会を開催（令和 4 年 11 月～）

- ・災害ボランティア活動に関する研修会を開催

日時：令和5年3月23日（木）

場所：ザ・ヒロサワ・シティ会館

講義：「災害時の多機関協働について」

講師：にいがた災害ボランティアネットワーク 理事長 李 仁鉄 氏

<成 果>

茨城県防災ボランティアネットワークの活性化に向け、構成団体間において、同ネットワークが取り組むべき課題等について活発な意見交換が行われ、活動の活性化方針を決定し、共有することができた。また、オンライン意見交換会、研修会等の実施により、活性化に向けた機運醸成が図られた。

事業名等	茨城県災害ボランティア登録制度の整備
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	—

<事業概要>

災害ボランティア活動に興味がある県民・事業者などを対象に、平常時から予め「茨城県災害ボランティア」の登録を行い、県内で災害が発生した際には、登録者にメールで災害ボランティア募集情報などを情報発信する等により、意欲ある災害ボランティアが県内被災地で迅速かつ円滑に活動できるよう備える。

◎登録手続等の概要

登録対象者	【個人登録】15歳以上の住民（県民に限らず、県外住民も登録可） 【団体登録】2名以上
登録方法	オンライン上で個人登録、団体登録それぞれの「登録フォーム」への入力・送信により登録
登録有効期間	登録日から、登録日の属する年度末まで（毎年度、登録が必要）

<実施状況>

◎令和4年度の茨城県災害ボランティア登録

時 期	内 容
4月18日	個人向け登録開始
5月31日	団体向け登録開始 (R4 から導入)

<成 果>

令和4年度は、個人向け登録件数は593件、団体向け登録件数は26件となった。

事業名等	インターネットを利用した災害ボランティア関連情報の提供
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	—

<事業概要>

災害ボランティア活動に意欲のある県民などが、災害ボランティア活動に必要な情報を容易に入手できるよう、県ホームページなどにおいて、災害ボランティア活動に関する様々な情報を提供する。

<実施状況>

- (1) 県ホームページにおける情報発信
- (2) 特設サイト「災ボラ STANDBY (スタンバイ)」における情報発信

※特設サイト「災ボラSTANDBY」



※特設サイトでの情報発信の例

- ・ 県災害ボランティア条例について
 - ・ 災害ボランティア登録について
 - ・ 災害ボランティア活動支援基金について
 - ・ ボランティア休暇制度について
 - ・ 特集「はじめての災ボラ活動」
 - ・ 県外の災害ボランティア募集情報等
 - ・ 「災害ボランティア活動」出前講座の募集
 - ・ 災害ボランティア関連イベント案内
- など

<成 果>

県ホームページや、災害ボランティア活動に関する様々な情報を集約した「災ボラSTANDBY」において、県民などが本県の災害ボランティア関連情報にアクセスしやすい環境のもと情報提供することができた。

事業名等	災害ボランティアセンターの設置・運営に係る人材の育成【再掲】
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	3, 277千円（国補：国1/2、県1/2） ※県ボランティアセンター活動事業費助成費

【再掲】

事業概要、実施状況及び成果については、5ページを参照願います。

事業名等	災害ボランティア活動の環境整備に資する事業への助成
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	5, 361千円（県単）

<事業概要>

「茨城県災害ボランティア活動支援基金」への寄附金を原資として、災害ボランティア活動の円滑化等に直結する事業に対し補助金を交付することにより、災害ボランティア活動の環境整備を図る。

<実施状況>

◎令和4年度「災害ボランティア活動支援事業費補助金」の概要

補助対象事業者	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
補助対象経費	補助対象事業者が実施する災害ボランティア活動支援事業に対し、次の経費を助成する。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの現地作業に要する用具の購入等に要する経費（災害時） ・災害ボランティアの輸送に関する経費（災害時） ・災害ボランティアセンターの運営支援に資するシステムの整備・運用に要する経費（平常時）
補助率	10/10
補助実績	令和4年度：1,928,575円 ※「いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（IVOS）」の運用費などに活用

<成 果>

「茨城県災害ボランティア活動支援基金」を活用して構築した「いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（IVOS）」（次頁参照）を維持管理するとともに、研修会等での活用を図ることにより、災害ボランティアの活動を円滑かつ効果的に被災者支援につなげるための環境整備を推進することができた。

事業名等	災害ボランティアセンターの運営を効率化するシステムの運用
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	—

<事業概要>

災害ボランティアセンターの運営の効率化を図るため、ICTを活用し、「災害ボランティア」と「被災者ニーズ」のマッチングの円滑化等のための「いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（IVOS）」の運用等を行う。

【いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（IVOS）の概要】

オンラインによる災害ボランティアの事前受付の導入と災害ボランティアセンター運営に必要な情報（被災者ニーズ情報、案件別活動履歴など）のデータベース化により各種情報を即時共有するシステム。災害ボランティアと被災者ニーズのスムーズなマッチングに有用な情報処理、各種帳票の自動作成、被災者ニーズの地図情報化などの機能を有する。

<実施状況>

◎令和4年度のIVOSの運用

時 期	内 容		
7月～	市町村社協等からの要請によりIVOS操作研修を実施	研修実施日	会 場
		7月10日	龍ヶ崎市社協
		7月13日	県西地区社協事務局長会
		7月24日	常陸太田市社協
		10月26日	防災ボランティア有志会
		1月21日	小美玉市社協
		2月11日	北茨城市社協
		3月11日	利根町社協

<成 果>

市町村社協等においてIVOS操作研修を実施し、操作・活用方法の基礎を修得することにより、災害発生時に災害ボランティアセンターへIVOSを速やかに導入・運用できる体制整備の推進を図ることができた。

5 県外における災害ボランティア活動に対する支援（第11条関係）

・ 県民が県外の被災地において災害ボランティア活動を行う場合においても、県内での活動支援に準じて支援を行う。

事業名等	県外被災地に係る災害ボランティア募集情報等の発信
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	—

<事業概要>

他県で発生した災害において、現地を訪れてボランティア活動をしたいと考える県民が、活動に必要な情報に容易にアクセスできるよう、県ホームページや特設サイト「災ボラ STANDBY（スタンバイ）」において、県外被災地における災害ボランティアセンターの設置や災害ボランティア募集に係る情報を提供する。

<実施状況>

県ホームページ及び特設サイト「災ボラ STANDBY」において、令和4年度に発生した以下の災害に関し、被災地における「災害ボランティアセンター設置情報」及び「災害ボランティア募集情報」の発信を行った。

	対象災害	時期	主な発信内容
1	石川県能登地方地震	6月	災害ボランティアセンター設置情報等（珠洲市）
2	7月14日からの大雨災害	7月	災害ボランティアセンター設置情報等（宮城県登米市ほか 計3か所）
3	8月3日からの大雨災害	8月	災害ボランティアセンター設置情報等（青森県弘前市ほか 計22か所）
4	台風14号	9月	災害ボランティアセンター設置情報等（大分県由布市ほか 計4か所）
5	台風15号	9月	災害ボランティアセンター設置情報等（静岡県浜松市ほか 計3か所）

<成果>

全国各地で発生した災害における災害ボランティア募集情報等を、県民に向けて速やかに情報発信することにより、県外における被災者支援の迅速かつ適切な実施につなげることができた。

6 普及啓発（第12条関係）

・災害ボランティア活動についての理解と関心を深めるため、広報活動、研修の充実その他の普及啓発を行う。

事業名等	インターネットを利用した災害ボランティア関連情報の提供【再掲】
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	—

【再掲】

事業概要、実施状況及び成果については、13 ページを参照願います。

事業名等	「いばらき学ぼうさい」における啓発
担当課名	防災・危機管理部防災・危機管理課、福祉部福祉政策課
最終予算額	806千円（県単）

<事業概要>

本県で発生する可能性のある災害への関心や、災害に備えるための備蓄品の重要性など、住民の防災に関する意識向上を図ることを目的に、民間企業と連携して開催する啓発イベント「いばらき学ぼうさい」において、災害ボランティア活動に関する啓発を行う。

<実施状況>

開催（予定）日	開催場所	啓発内容等
4月16日（土）	イオンモール土浦	災害ボランティアの活動状況パネル掲示、災害ボランティア活動資金基金や登録募集に関するチラシ配布など （※来場者数：202人）
8月7日（日）	イオンモール下妻	災害ボランティアの活動状況パネル掲示、災害ボランティア活動資金基金や登録募集に関するチラシ配布など （※来場者数：127人）
3月11日（土）	イオンモール水戸内原	災害ボランティアの活動状況パネル掲示、災害ボランティア活動資金基金や登録募集に関するチラシ配布など （※来場者数：420人）

<成果>

会場に災害ボランティアの啓発ブースを設置して周知・啓発を実施したことにより、災害ボランティア活動についての理解と関心を深めることができた。

事業名等	災害ボランティア活動の啓発イベントへの参加
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	—

<事業概要>

災害ボランティア活動に係る啓発イベントに参加し、災害ボランティアについての理解と関心を深めるとともに、共助意識の普及を図る。

<実施状況>

◎啓発イベントの概要

名称	「ふれ愛広場イベント」 (会場：大沼ホール龍ヶ崎、龍ヶ崎市中央図書館、 龍ヶ崎市歴史民俗資料館)
開催日時	10月16日 12時～16時
イベントの 主な内容	文化と福祉を融合させた市民参加型の福祉まつり「ふれ愛イベント」に参加し、「災害ボランティア」についての啓発ブースを出展する。

<成 果>

啓発ブースにおいて、災害ボランティア活動資金基金や登録募集に関するチラシ配布及びパソコンを用いた災害ボランティアに関するクイズなどにより、参加者に対し災害ボランティア活動についての理解と関心を深めることができた。

7 推進体制の整備等（第14条関係）

・災害ボランティアの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制整備等を進める。

事業名等	組織体制の整備
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	—

<事業概要>

「茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例」を踏まえ、県として必要な施策を着実に実施していくための推進体制を整備する。

<実施状況>

・専任職員の配置

福祉部福祉政策課に、引き続き災害ボランティア活動の支援・促進を担当する専任職員を配置した。

<成 果>

配置した専任職員を中心に、災害ボランティア活動に関する人材育成や環境整備などの各種施策を推進し、災害ボランティア活動の支援・促進を図ることができた。

事業名等	茨城県災害ボランティア活動支援基金の設置
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	18,374千円

<事業概要>

災害ボランティア活動の環境整備を図る事業への助成等に係る原資を確保するとともに、県民・県内事業者等における共助意識の醸成を目的として、「茨城県災害ボランティア活動支援基金」を設置し、広く寄附金を集める。

<実施状況>

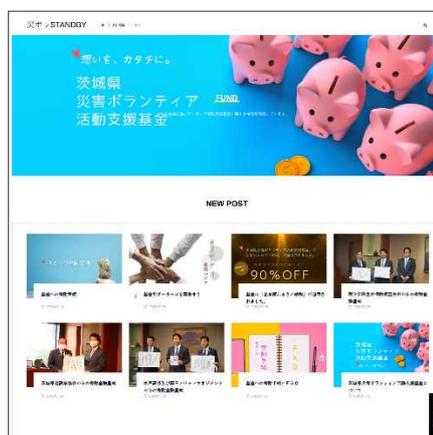
「茨城県災害ボランティア活動支援基金」に係る寄附金を募集するとともに、同基金に関する特設サイトによる広報、NHKデータ放送やツイッター、ショッピングモール等でのチラシ配布などにより、県民等に対して周知を図った。

個人からの寄附については、県の「ふるさと納税」サイトから、企業からの寄附については、寄附のインセンティブとなるよう「企業版ふるさと納税」により寄附ができるようにしている。

※啓発用チラシ



※特設サイト



<成果>

令和4年度において以下の寄附実績を上げ、災害ボランティア活動支援事業費補助金の原資として活用することにより、災害ボランティア活動の環境整備を図ることができた。

◎令和4年度 寄附実績

寄附総額	20,035,200円（うち法人14,551,700円、個人5,483,500円）
寄附件数	240件（うち法人13件、個人227件）

(参 考)

茨城県条例第 59 号

茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例

人類は、これまで、自然災害により多大の苦難に遭遇してきた。多数の尊い人命が失われ、生活基盤を奪われながらも、強い絆で助け合いながら、その都度、苦難を克服して、新しい時代を切り拓いてきた。

しかるに昨今は、県内においても、これまでに経験したことがないような自然災害が頻発しており、その甚大な被害の前に自然の猛威を改めて思い知らされている。

その中であって、被災の現場に駆け付け、見返りを求めず、被災者支援の要として活動するボランティアの方々の献身的な姿は、被災者に勇気と希望を与え、生活の再建と地域の復興に向けた大きな力となっている。

我々は、災害時におけるボランティアの活動の重要性を改めて認識し、根付かせるため、その活動において直面する課題の解決や知識経験の共有など、災害時におけるボランティアの活動に資する環境を整備していく必要がある。

ここに、災害時において被災者に寄り添い、被災者を支え、そして地域の復興につながる力となるボランティアの活動を一層促進し、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、災害ボランティア活動の促進に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、災害ボランティア活動の促進に関する施策の基本となる事項を定め、県、市町村及び社会福祉協議会（以下これらを「行政等」という。）、災害ボランティアその他の災害ボランティア活動に関わる多様な主体の連携体制を構築し、災害ボランティア活動を促進することにより、被災者の支援の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害をいう。
- (2) 災害ボランティア活動 被災者を支援するためのボランティア活動及び当該ボランティア活動を円滑に行うためのボランティア活動をいう。
- (3) 災害ボランティア 災害ボランティア活動を行う個人又は団体をいう。
- (4) 災害ボランティアセンター 被災地の早期の復旧復興を図るため、災害ボランティアの募集、災害ボランティア活動の場所に係る情報提供その他の災害ボランティア活動の円滑な実施に係る支援を目的として社会福祉協議会が設置する組織をいう。
- (5) 社会福祉協議会 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会及び同法第 110 条第 1 項に規定する都道府県社会福祉協議会であって、県の区域内で事業を行う者をいう。
- (6) 学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- (7) 自主防災組織等 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条の 2 第 2 号に規定する自主防災組織、消防団、水防団、防災士（防災活動に関する知識又は技能に関し、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人の定める資格を取得した者をいう。）その他地域において防災活動を行う団体又は個人をいう。

(基本理念)

第 3 条 災害ボランティア活動の促進は、これが相互扶助の精神に基づく自発的な活動であることを鑑み、被災者の意向並びに災害ボランティアの自主性及び自立性が尊重され、行政等と被災者と災害ボランティアとの信頼関係の下に、連携及び協力を図ることを旨として、行われなければならない。

- 2 災害ボランティア活動の促進に当たっては、被災者の権利利益の保護並びに災害ボランティアの生命及び身体の安全の確保に十分配慮されなければならない。
- 3 災害ボランティア活動の促進に当たっては、被災者の支援に関する的確な情報の収集及び提供に十分配慮されなけれ

ばならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、災害ボランティア活動の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、平時から、次の事項に関し、必要な施策を講じなければならない。

- (1) 行政等及び災害ボランティア相互の連携強化
- (2) 災害ボランティア活動に関する人材の育成及び確保
- (3) 災害ボランティア活動による被災者の支援の迅速かつ適切な実施

(広域にわたる被害の発生時等における県の対応)

第5条 県は、災害時において、広域にわたる被害又は甚大な被害の発生により災害ボランティアセンターの設置が困難であると認められるときその他災害ボランティア活動による被災者の支援に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、率先して必要な措置を講じなければならない。この場合において、県は、市町村及び社会福祉協議会の理解と協力を得つつ、これを行うものとする。

(県民の理解)

第6条 県民は、あらゆる機会を通じて災害ボランティア活動についての理解と関心を深めるとともに、それぞれその生活の実情に即して、できる限り、災害ボランティア活動を積極的に行うよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第7条 事業者は、それぞれの事業所の実情に応じて、その従業者が災害ボランティア活動を行いやすい職場環境を整備するよう努めるものとする。

2 県は、事業者に対する表彰、広報活動その他の前項の整備の促進に関する普及啓発を行うものとする。

(相互の連携強化)

第8条 県は、災害ボランティア活動の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村、社会福祉協議会及び災害ボランティア相互の連携及び協力の下に行うものとする。

2 行政等は、災害時における災害ボランティアセンターの円滑な設置及び運営に資するため、その役割及び費用の分担について、あらかじめ定めておくものとする。

(人材の育成及び確保)

第9条 県は、災害ボランティア活動が被災者の需要に的確に対応したものとなるよう、被災者の支援に関する専門的知識を有する人材の育成及び確保に努めるものとする。

2 学校は、児童及び生徒が災害と向き合い、助け合いや人との絆の重要性を認識することを通じて、防災意識の向上並びに災害を生き抜く力及び人を支える力の育成を図るため、災害ボランティア活動に関する体験の機会の提供、自主防災組織等との交流その他の教育活動を行うよう努めるものとする。

3 自主防災組織等は、その地域において防災活動を行うことと併せて、災害ボランティア活動に関する気運の醸成に取り組むよう努めるものとする。

4 県は、第2項の活動及び前項の取組を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

(被災者の支援の迅速かつ適切な実施)

第10条 県は、災害ボランティア活動による被災者の支援が迅速かつ適切に行われるよう、次の事項に関し、必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 災害ボランティア活動に関する連絡調整その他の災害ボランティア活動の円滑な実施に資する活動を行うための団体の育成又は体制の整備に関すること。
- (2) インターネットの利用による災害ボランティア活動に関する情報の迅速な収集及び提供その他の災害ボランティア活動の促進に資する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 被災地において必要とされる保健医療、復旧復興その他の災害ボランティア活動に資する専門的な知識、技術及び

経験の活用に関すること。

- (4) 災害ボランティアセンターの設置及び運営その他災害ボランティア活動による被災者の支援に係る研修及び訓練の実施に関すること。
- (5) 資機材の確保に関する援助その他の災害ボランティアがその活動を行いやすい環境整備に対する支援に関すること。
- (6) 災害ボランティア活動に際しての個人情報の保護その他の被災者の権利利益の保護及び感染症の予防その他の災害ボランティアの安全の確保に関すること。

(県外における災害ボランティア活動に対する支援)

第11条 県は、県民が、災害ボランティアとして、県外の被災地においてその活動を行う場合においても、前条の規定に準じて必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(普及啓発)

第12条 県は、県民が災害ボランティア活動についての理解と関心を深めるため、広報活動、研修の充実その他の普及啓発を行うものとする。

(年次報告)

第13条 知事は、毎年度、災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

(推進体制の整備等)

第14条 県は、この条例に基づく災害ボランティア活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、災害ボランティア活動の促進に係る体制の整備、基金の設置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、災害ボランティア活動の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。